

付録1 ハラスメント等にあたりうる行為の具体例（参考）

*下記は、ハラスメント等にあたりうる行為の例です。ここにあげていない行為でも、ハラスメント等に当たる行為はあります。また、ある行為が、セクシュアル・ハラスメントであると同時に、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等でもある場合もあります。

（1）セクシュアル・ハラスメント

- ・卑猥な冗談を言ったり卑猥な写真を見せつけたりするなどして、相手や周囲を不快にすること。
- ・必要もないのに、身体の部位の名称を話のたとえに使って、周囲を不快にさせること。
- ・必要もないのに、下着をみせるように指示すること。
- ・指導上の地位を利用して、個人的にしつこく食事等に誘うこと。
- ・相手の名誉を傷つけるために性的な風評を流すこと。
- ・意図的に、身体に不必要に接触すること。
- ・性的な関係を強要すること。
- ・性的な内容の電話、手紙、メール、ライン、SNS 上の書き込み等によって相手を不快にさせること。
- ・性的な意図をもって、自宅までの送迎、酒席でのお酌やダンスなどを強要すること。
- ・「男のくせに根性がない」、「男ならこんなことを恥ずかしがる必要はない」、「女には仕事を任せられない」、「女は学問などしなくても良い」等と公言すること。
- ・女性であるというだけの理由で、お茶くみや掃除などを強要すること。
- ・女性であるというだけの理由で、教育研究や業務の実績などを不当に低く評価すること。
- ・SNS 等において相手方の容姿・身体上の特徴を揶揄・侮辱し、相手方を不快にしたり、職場環境・学習環境を不快なものにしたりすること。
- ・「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」
- ・「性的指向・性自認、不妊治療等の機微な個人情報等について、本人の了解を得ずに他に暴露すること」

（2）アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等

- ・正当な理由なく、文献、機器類や研究室などを使用させないこと。
- ・正当な理由なく、備品等を処分して教育研究や業務を不当に妨害すること。
- ・正当な理由なく、他の研究機関、部局や職種などへの異動を強要すること。
- ・研究成果や業務の実績を不当に低く評価すること。
- ・正当な理由なく、部下や学生に対する指導を行わないこと。

- ・本人の意思と異なる研究テーマを押しつけること。
- ・進学、就職や昇進・昇格等を不当に妨害したり、妨害すると脅したりすること。
- ・部下や学生等の研究成果を不正に奪い取ること。
- ・「おまえのようなバカはいない」、「最低の人間だ」、「能力・学力が低いから皆の迷惑だ」、「性格がおかしい」、「文句があるならやめろ。おまえの代わりはいくらでもいる」、「給料泥棒」等の暴言で、教育研究上の指導の限界を超えて相手の人格を傷つけること。
- ・送迎等の私的な用事を押し付けたり、指導を名目に本人が望まない私的なつきあいを強要したりすること。
- ・職務上知りえた個人情報を無断で周囲に流すこと。
- ・「定時に帰るのはやる気がない証拠だ」等と言って、特に必要もないのに、深夜までの研究を命じたり、深夜まで指導を続けたりすること。
- ・必要以上に長時間、または頻繁に拘束して精神的苦痛を与えたり、他の業務の遂行や科目履修に支障を生じさせたりすること。
- ・業務上のミスを理由に、業務における指揮命令の限界を超えて相手の人格を傷つけること。
- ・昼休みや終業後に飲食のつきあいなどを強要すること。
- ・いじめを行い、または、いじめに荷担させること。
- ・暴力をふるったり、壁や机、椅子等を叩く蹴る等の粗暴な行為で威圧したりすること。
- ・書類や資料、レポート等を投げつけるように渡すこと。
- ・自分よりポストや経験が下の教職員や院生・学生を「手下」、自分の「兵隊」等と呼ぶこと。
- ・SNS 等において相手方の人格や行動を揶揄・侮辱したり、いわゆる「なりすまし」等を行ったりして、相手方を不快にしたり、職場環境・学習環境を不快なものにしたりすること
- ・「相手の病歴、心身の障害等について侮辱的な言動を行ったり、勝手に言いふらしたりすること」